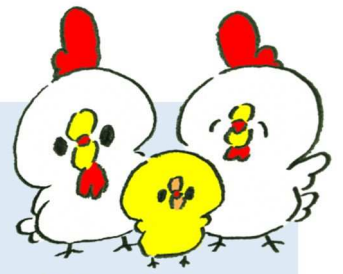


壬生町空家バンクとは



空家バンクは町内における空家等を、住替え支援及び移住手移住の促進による地域の活性化を図るために有効活用する制度です。所有者の方にとっては不要な空家も、誰かにとっては魅力的な物件かもしれません。

～壬生町空家バンク3つの安心ポイント～

1. 「不動産のやり取りがわからなくても大丈夫！」

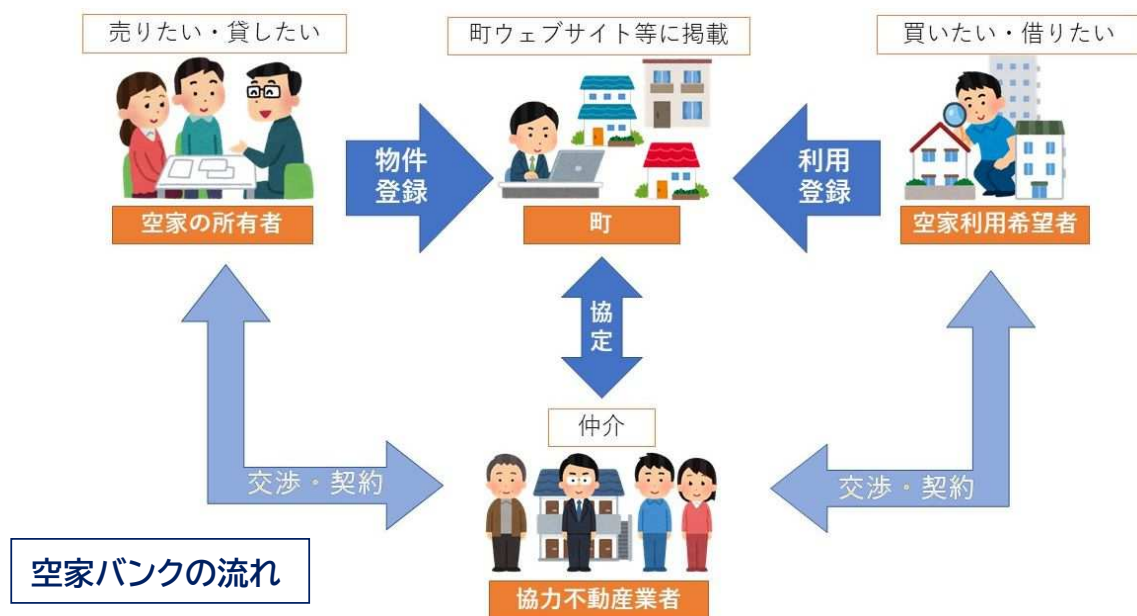
町が協定を結んでいる不動産団体の協力をもとにおこなっており、不動産取引のプロが携わっておりますのでご安心ください。

2. 「空家バンクの利用は無料です！」

但し、不動産団体に依頼した場合、宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が必要になります。また、申請に必要な各証明書等の取得料は必要になります。

3. 「暴力団や暴力団員は制度を利用できません！」

栃木県警察署協力のもと、登録者のチェックを行います。



問い合わせ先

壬生町建設課住宅係

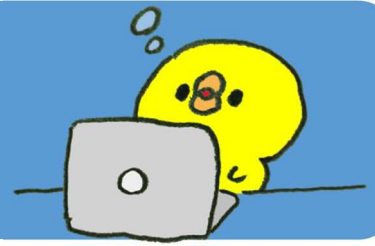
登録物件一覧や制度詳細は
壬生町公式ホームページを
ご確認ください



☎0282-81-1849

〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1

空家の利用希望者が 制度に登録する方法



空家を買いたい・借りたいという方の登録は、概ね次のような流れになります。
※登録者様のご事情等により、多少変わることがあります。

● 空家バンク利用登録申請書をご提出ください

申請書および必要書類を揃え、建設課に郵送もしくは直接窓口でご提出ください。

- ☐ 空家バンク登録申請書(壬生町公式ホームページ又は建設課窓口で取得)
成約後に同居を検討されている方がおられる場合は、家族状況欄にその方の氏名もご記入ください。
- ☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許書等)の写し
- ☐ 登録申請者の住民票謄本(世帯全員記載、発行日が3か月以内)

● 登録完了通知が届きます

これで登録のお手続きは完了です。概ね1か月程度で登録完了通知がお手元に届く予定です。人気物件の場合、利用登録手続き中に募集を停止する場合がありますので、予めご了承ください。

● 壬生町空家バンクに登録されている以上の情報をお知りになりたいとき

壬生町空家バンクウェブサイトに掲載されている以上の情報をお知りになりたい場合は、希望物件申込書(壬生町公式ホームページ又は建設課窓口で取得)を建設課に郵送もしくは直接窓口でご提出ください。

● 書面にて、担当の不動産業者をお伝えします

担当不動産業者の名称、連絡先等を、書面にてご連絡いたします。直接不動産業者にご連絡いただき、気になる物件の気になる情報をお伺いください。

POINT

- ・ 空家バンクは、所有者により登録された空家を、住替え支援及び移住定住の促進による地域の活性化を図るために有効活用する制度です。そのため、利用者は個人の方に限定させていただいております。
- ・ 法人の方でも物件そのものに興味がある場合は、ご相談ください。
- ・ 空家バンクで物件をご成約されますと、リフォーム等の補助金対象になります。補助金の利用には条件がありますので、事前にご相談ください。

